

阿南工業高等専門学校学生の特別欠席に関する規則

(平成16年4月1日)

(規則第61号)

(目的)

第1条 この規則は、災害時等特別な場合における学生の欠席、欠課の取扱いの基準を定め、もって阿南工業高等専門学校学業成績評価に関する規則第11条の適正な運用を図ることを目的とする。

(災害時等の場合)

第2条 災害の影響による交通機関の途絶等（途絶が推測される場合を含む。）のため登校できなかった学生又は下校しようとする学生が、別紙様式1により校長の許可を受けた場合は、その間の授業を欠席又は欠課として取り扱わない。

(その他の場合)

第3条 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当し、所定の様式（別紙様式1、別紙様式2及び別紙様式3）により校長の許可を受けた場合は、欠席又は欠課として取り扱わない。

- (1) 就職又は進学のための欠席又は欠課で、学級担任が必要と認めたもの（別紙様式2）
- (2) 国が実施する各種の資格試験（自動車運転免許取得試験及び工業技術に直接関係のない資格試験を除く。）を、受験するための欠席又は欠課で、学級担任が必要と認めたもの（別紙様式1）
- (3) 公式の対外試合、公式の会合等クラブ活動のための欠席又は欠課で、クラブ顧問が必要と認めたもの（別紙様式3）
- (4) ストライキ等交通機関の停止が原因による欠席又は欠課で、学級担任が必要と認めたもの（別紙様式1）
- (5) 学校管理下における負傷等による欠席又は欠課で、学級担任が必要と認めたもの（別紙様式1）
- (6) 学校保健安全法施行規則に規定される感染症の検査等のための欠席又は欠課で、学級担任が必要と認めたもの（別紙様式1）

ただし、医療機関で検査を受けたことが確認できる書類を提出したものに限る

第4条 前2条に定めるもののほか、校長は、必要に応じ特別な場合における学生の欠席又は欠課について、認めることができる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校学生の特別欠席に関する規程（昭和62年10月7日規程第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年8月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 28 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 19 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1（第 2 条，第 3 条関係）

特 別 欠 席 ・ 欠 課 願 （災害時・その他用）

（和暦） 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

学 年	所 属 クラス	番
_____	_____	_____

氏 名 _____

下記により（欠席・欠課）したいので，特別（欠席・欠課）として，お取り扱い下さるようお願いします。

記

1．事 由（具体的・詳細に記入のこと。）

2．欠席・欠課時の居所

3．期 間 （和暦） 年 月 日 （ 曜日） 時限から

（和暦） 年 月 日 （ 曜日） 時限まで

※原則として登校後 1 週間以内に願い出ること。期限内に願い出のない場合は認めない。

様式 2（第 3 条関係）

特 別 欠 席 ・ 欠 課 願（就職試験・進学試験等受験用）

（和暦） 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

学 年	所 属 クラス	番
_____	_____	_____
氏 名 _____		

下記により（欠席・欠課）したいので，特別（欠席・欠課）として，お取り扱い下さるようお願いいたします。

記

- 1．受 験 先（会社名・大学名等を具体的に記入のこと。）
- 2．受 験 場 所（具体的・詳細に記入のこと。）

受験会場 _____

会場所在地 _____

受験日時 月 日 時 分～ 時 分

- 3．期 間（和暦） 年 月 日（ 曜日） 時限から
- （和暦） 年 月 日（ 曜日） 時限まで

※原則として，事前に願い出ること。ただし，やむを得ない理由により事前に提出できないときは，その理由を明記して，登校後 1 週間以内に提出しなければならない。
旅行日が必要となる場合は，往復最低所要日数，時間を限度とする。

様式3（第3条関係）

特 別 欠 席 ・ 欠 課 願 （クラブ活動等による場合）

（和暦） 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

クラブ名 _____ 部

代表者氏名 _____

学 年

所 属
クラス

番

下記により（欠席・欠課）したいので、特別（欠席・欠課）として、お取り扱い下さるようお願いいたします。

記

1. 事 由 （具体的・詳細に記入のこと。）

2. 場 所

3. 期 間 （和暦） 年 月 日 （ 曜日） 時限から
（和暦） 年 月 日 （ 曜日） 時限まで

4. 参加者氏名等 別紙のとおり

※原則として、事前に願い出ること。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、登校後1週間以内に提出しなければならない。
特別欠席が認められるのは、試合・会合等に出場・出席する者のみとする。